

答 申 第 1 7 6 号
令和3年7月30日

佐賀市長 秀 島 敏 行 様

佐賀市個人情報保護審査会
会 長 村 上 英 明



佐賀市個人情報保護条例第8条第1項の第5号規定に基づく諮問について（答申）

佐賀市個人情報保護条例第8条第5項第1号の規定に基づき、令和3年6月25日付け
佐市市生第617号により諮問がありました「佐賀県が実施する「佐賀県外国籍住民アン
ケート調査」へ協力するため、本市の住民基本台帳に記録されている外国籍市民の住所及
び氏名の情報を目的外利用することについて」については、審議の結果、諮問の内容を適
当なものと認めます。